

伊勢市公報

第411号
令和4年12月20日
火曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則	4
告 示	
○ 令和4年度上半期の伊勢市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務の状況について	6
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	23
○ 指定納付受託者の指定について	25
○ 指定納付受託者の指定について	26
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	27
選挙管理委員会告示	
○ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	28
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	29
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	30
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	31
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	32
○ パブリックコメントの実施について	33
○ パブリックコメントの実施について	36
○ パブリックコメントの実施について	39
○ パブリックコメントの実施について	42
○ パブリックコメントの実施について	45
○ 公売公告兼見積価額公告	48
○ 公売公告兼見積価額公告	56
教育委員会公告	
○ パブリックコメントの実施について	63

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

令和4年12月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 49 号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

様式第 6 号（表面）中「㊟」を削り、同様式（裏面）中「記入し、押印して」を「記入して」に改める。

様式第 7 号及び様式第 8 号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 50 号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める日を定める規則（令和 2 年伊勢市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和 4 年 12 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 168 号

令和 4 年度上半期の伊勢市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務の状況について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの伊勢市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 4 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和4年度上半期伊勢市病院事業の業務状況

1. 事業の概況

(1) 業務状況

入院延患者数は、前年同期比 2.1%減の 39,646 人（3年度上半期 40,481 人）、外来延患者数は、前年同期比 1.3%増の 64,083 人（3年度上半期 63,252 人）、健診者数は前年同期比 4.8%増の 7,250 人（3年度上半期 6,921 人）となりました。

(2) 収益的収支の状況（金額は消費税抜き）

総収益は 3,922,806 千円、総費用は 3,678,302 千円となり、当期純利益は 244,504 千円となりました。

収益の内訳は、医業収益 3,176,985 千円、健診収益 184,463 千円、医業外収益 561,358 千円（うち他会計負担金 307,342 千円）となっております。

費用の内訳は、医業費用 3,513,175 千円、健診費用 98,159 千円、医業外費用 66,897 千円、特別損失 71 千円となっております。

(3) 資本的収支の状況（金額は消費税込）

収入総額 164,763 千円、支出総額 383,016 千円の事業執行となりました。

収入の内訳は、負担金 158,000 千円、寄附金 5,080 千円、投資償還金 1,633 千円、固定資産売却代金 50 千円となっております。

支出の内訳は、建設改良費 2,933 千円（資産購入費 2,933 千円）、企業債償還金 346,895 千円、投資 16,740 千円、基金積立金 16,448 千円となっております。

以上が令和4年度上半期の概要であります。

2. 職員に関する事項

（単位：人）

年月日	医師	医療 技術職	看護職	事務 その他	計	会計年度 任用職員	合計
4.9.30	56	93	252 (4)	30 (2)	431 (6)	172	603 (6)
4.3.31	54	93 (1)	251 (5)	32 (2)	430 (8)	167	597 (8)

* () は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す。

3. 経理の状況

令和 4年 4月 1日から

令和 4年 9月30日まで

(1) 令和4年度伊勢市病院事業予算執行状況

(単位：円)

区 分	予 算 額 A	予算執行額 B	予 算 残 額	B/A%	備 考
(収益的收入)					
病院事業収益	8,099,356,000	3,951,341,744	4,148,014,256	48.8	
医業収益	6,263,487,000	3,185,841,327	3,077,645,673	50.9	
健診収益	357,015,000	202,890,350	154,124,650	56.8	
医業外収益	1,478,754,000	562,610,067	916,143,933	38.0	
特別利益	100,000	0	100,000	0.0	
(収益的支出)					
病院事業費用	8,425,483,000	3,742,340,655	4,683,142,345	44.4	
医業費用	8,059,650,000	3,575,142,661	4,484,507,339	44.4	
健診費用	211,339,000	100,198,872	111,140,128	47.4	
医業外費用	153,394,000	66,928,577	86,465,423	43.6	
特別損失	100,000	70,545	29,455	70.5	
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0	
(資本的收入)					
資本的收入	531,664,000	164,763,000	366,901,000	31.0	
負担金	384,294,000	158,000,000	226,294,000	41.1	
企業債	100,000,000	0	100,000,000	0.0	
寄附金	3,000,000	5,080,000	△ 2,080,000	169.3	
基金繰入金	42,120,000	0	42,120,000	0.0	
投資償還金	2,250,000	1,633,000	617,000	72.6	
固定資産売却代金	0	50,000	△ 50,000	-	
(資本的支出)					
資本的支出	933,362,000	383,016,433	550,345,567	41.0	
建設改良費	150,000,000	2,933,590	147,066,410	2.0	
企業債償還金	693,872,000	346,895,243	346,976,757	50.0	
投資	42,120,000	16,740,000	25,380,000	39.7	
基金積立金	47,370,000	16,447,600	30,922,400	34.7	

令和 4年 4月 1日から

令和 4年 9月30日まで

(2) 令和4年度伊勢市病院事業損益計算書

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
病院事業費用	3,678,301,358	病院事業収益	3,922,805,646
医業費用	3,513,175,004	医業収益	3,176,984,929
給与費	1,701,791,677	入院収益	2,156,340,973
材料費	697,438,512	外来収益	899,304,991
経費	608,274,418	他会計負担金	56,658,000
減価償却費	496,308,387	その他医業収益	64,680,965
研究研修費	9,362,010	健診収益	184,463,093
健診費用	98,158,708	健診収益	184,463,093
給与費	66,312,263	医業外収益	561,357,624
材料費	3,577,928	他会計負担金	307,342,000
経費	20,016,117	県補助金	9,114,220
減価償却費	8,252,400	その他医業外収益	13,677,804
医業外費用	66,897,101	長期前受金戻入	231,223,600
支払利息及び 企業債取扱諸費	30,393,414		
雑損失	7,148,927		
医業外雑費	29,354,760		
特別損失	70,545		
当期純利益	244,504,288		
合 計	3,922,805,646	合 計	3,922,805,646

令和 4年 9月30日

(3) 令和 4年度伊勢市病院事業貸借対照表

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	16,685,363,556	固定負債	12,884,733,448
有形固定資産	16,208,889,143	企業債	11,185,461,373
土地	1,572,578,736	建設改良等企業債	11,185,461,373
建物	12,588,711,881	引当金	1,699,272,075
構築物	1,530,514,503	退職給付引当金	1,699,272,075
器械備品	5,197,088,595	流動負債	644,853,998
車両	8,809,691	未払金	266,750,475
減価償却累計額	△4,688,814,263	医業未払金	265,947,475
無形固定資産	3,562,685	その他未払金	803,000
電話加入権	3,562,685	その他流動負債	31,127,224
投資その他の資産	472,911,728	預り金	1,586,581
長期貸付金	305,372,000	預り保証金	1,000,000
基金	167,539,728	仮受消費税	28,540,643
流動資産	2,015,830,105	企業債	346,976,299
現金預金	706,306,534	建設改良等企業債	346,976,299
現金	1,285,000	繰延収益	1,497,884,286
預金	705,021,534	長期前受金	3,583,187,392
未収金	1,192,006,457	長期前受金収益化累計額	△2,085,303,106
医業未収金	1,192,006,457	資本金	4,254,000,000
貯蔵品	50,757,085	自己資本金	4,254,000,000
薬品	27,303,474	剰余金	△824,782,359
診療材料	20,853,469	資本剰余金	1,023,515,966
その他貯蔵品	2,600,142	受贈財産評価額	141,807,695
前払金	11,593,320	他会計補助金	89,845,648
前払金	11,593,320	工事負担金	53,395,358
その他流動資産	134,613,169	寄附金	57,205,100
仮払消費税	134,613,169	他会計負担金	681,262,165
貸倒引当金	△79,446,460	欠損金	△1,848,298,325
貸倒引当金	△79,446,460	前年度未処理欠損金	△1,848,298,325
		当期純利益	244,504,288
合 計	18,701,193,661	合 計	18,701,193,661

4. 令和3年度伊勢市病院事業決算の状況

市立伊勢総合病院は、二次救急医療を始めとする地域の中核病院として、市民の健康増進と生活の質の向上を目指し、地域医療の継続発展を図るとともに、公営企業としての効率性を高めるよう努めてまいりました。

本年度は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症患者等受入病床の確保や新型コロナウイルスワクチン接種を始めとした、新型コロナウイルス感染症への対応を図るとともに、地域医療の確保及び予防医学に取り組みました。また、安全・安心で高度な医療を提供するため、内視鏡カメラシステム、皮膚色素疾患治療器及び液状化検体細胞診標本作製装置等の整備を行いました。

利用状況につきましては、入院患者数79,877人(1日平均219人)、外来患者数126,775人(1日平均524人)、健診者数14,737人(1日平均52人)となりました。前年度と比較すると、入院患者数で1,054人、外来患者数で3,670人、健診者数で1,510人それぞれ増加しました。

収支状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き収入額8,698,045,065円に対して、支出額8,427,408,313円となり、差引270,636,752円の純利益が生じました。また、医師及び看護師奨学金の返還債務の免除により発生した資本剰余金の処分額29,400,000円を含め、当年度未処理欠損金は1,848,298,325円となりました。前年度と比較すると、収入におきましては、患者数の増加や診療単価の上昇により、入院収益、外来収益及び健診収益で増収となり、新型コロナウイルス感染症対策に関連した補助金についても増収となりました。一方、支出におきましては、特別損失の計上等により増額となりました。

資本的収支におきましては、収入額578,397,000円、支出額942,052,466円の執行となりました。

今後も、新病院建設による企業債償還金、減価償却費のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい病院経営となることが予測されますが、引き続き、医師確保に努めるとともに、医療体制の充実強化、質の高い医療の提供、地域医療の推進、病院経営の健全化に取り組んでまいります。

令和4年度 上半期伊勢市水道事業の業務状況

1 事業の概要

今期の水道事業は、「伊勢市水道事業ビジョン」の目標である「持続・安全・強靱」の実現を目指し、老朽管の布設替工事、下水道工事等に伴う配水本管布設替工事、基幹管路の耐震化を行いました。また、上野配水池の老朽化に伴い津村町において南部配水池の整備を進めています。

事業運用面では、令和4年9月末現在、前年同期に比して、配水量は5.2%の減少、有収水量は1.4%の減少となり、その結果、有収率は87.6%となりました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き収入額1,249,386千円、支出額1,006,611千円の執行となり、242,775千円の純利益を生じました。

一方、資本的収支においては、収入額43,422千円、支出額511,447千円の執行となり、468,025千円の収支不足となりました。

「伊勢市水道事業ビジョン」では、人口減少により給水収益の減少が見込まれる中、老朽化を迎えた管路及び施設・設備の耐震化や更新を行う必要があることから、将来の事業運営が厳しくなることが予測されます。

今後も独立採算制の堅持を第一目標とし、さらに、経費節減等を行い効率的で健全な事業の運営に努め、安心・安全な給水サービスの向上に取り組んでいきます。

2 給水状況

(1) 給水戸数と給水人口

区 分	R3.9.30	R4.9.30	増 減	前年比 (%)
給水戸数	57,508戸	57,923戸	415戸	100.7
給水人口	122,774人	121,520人	△ 1,254人	99.0

(2) 給水収益(税込)

(単位 千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	収 入 率 (%)
給水収益	1,216,932	1,159,186	95.3

(3) 配水量と有収水量

(単位 m³)

区 分	R3.9.30	R4.9.30	増 減	前年比 (%)
配水量	8,380,531	7,948,213	△ 432,318	94.8
有収水量	7,067,340	6,966,458	△ 100,882	98.6
有収率 (%)	84.3	87.6	3.3	—

3 職員に関する事項

(単位 人)

区 分	職員	技能労務 職員	会計年度 任用職員	計
R4.3.31	17	(4) 18	2	(4) 37
R4.9.30	(1) 17	(3) 17	3	(4) 37

* ()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す。

4 経理の状況

(単位 円)

(1) 令和4年度伊勢市水道事業予算執行状況		令和4年4月1日から 令和4年9月30日まで		
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A %
(収益的収支)				
水道事業収益	2,785,350,000	1,362,249,325	1,423,100,675	48.9
営業収益	2,481,197,000	1,220,920,730	1,260,276,270	49.2
営業外収益	304,153,000	141,328,595	162,824,405	46.5
水道事業費用	2,519,009,000	1,052,036,359	1,466,972,641	41.8
営業費用	2,386,898,000	1,013,433,001	1,373,464,999	42.5
営業外費用	122,111,000	38,603,358	83,507,642	31.6
予備費	10,000,000	0	10,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	1,143,919,000	43,421,667	1,100,497,333	3.8
企業債	634,000,000	0	634,000,000	0.0
負担金	375,770,000	43,421,667	332,348,333	11.6
他会計補助金	21,949,000	0	21,949,000	0.0
出資金	67,200,000	0	67,200,000	0.0
補助金	45,000,000	0	45,000,000	0.0
資本的支出	2,621,869,000	511,446,773	2,110,422,227	19.5
建設改良費	2,228,621,000	319,469,118	1,909,151,882	14.3
償還金	393,248,000	191,977,655	201,270,345	48.8

(単位 円)

(2) 令和4年度伊勢市水道事業損益計算書		令和 4年 4月 1日 から 令和 4年 9月30日 まで	
		借 方	貸 方
水道事業費用	1,006,610,539	水道事業収益	1,249,385,543
営業費用	968,224,036	営業収益	1,110,108,094
原水費	370,917,168	給水収益	1,106,377,849
配水及び給水費	94,309,312	受託工事収益	1,986,500
受託工事費	4,139,373	その他営業収益	1,743,745
総係費	66,761,183	営業外収益	139,277,449
減価償却費	432,097,000	受取利息及び配当金	553,000
営業外費用	38,386,503	長期前受金戻入	117,223,000
支払利息及び 企業債取扱諸費	35,399,270	雑収益	3,582,448
雑支出	2,987,233	加入金	17,919,001
当期純利益	242,775,004		
合計	1,249,385,543	合計	1,249,385,543

(単位 円)

(3) 令和4年度伊勢市水道事業貸借対照表		令和 4年 9月30日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	25,182,269,632	固 定 負 債	5,328,870,892
有 形 固 定 資 産	24,924,673,891	企 業 債	4,964,774,310
土 地	1,416,434,401	建 設 改 良 等 企 業 債	4,964,774,310
建 物	796,597,564	引 当 金	364,096,582
減 価 償 却 累 計 額	△ 544,777,373	退 職 給 付 引 当 金	223,244,582
構 築 物	38,622,966,633	特 別 修 繕 引 当 金	140,852,000
減 価 償 却 累 計 額	△ 16,909,490,227	流 動 負 債	361,530,892
機 械 及 び 装 置	3,334,748,135	企 業 債	193,583,105
減 価 償 却 累 計 額	△ 2,385,357,516	建 設 改 良 等 企 業 債	193,583,105
車 両 運 搬 具	59,860,422	未 払 金	52,426,018
減 価 償 却 累 計 額	△ 47,843,982	貯 蔵 品 購 入 未 払 金	193,723
工 具、器 具 及 び 備 品	66,716,936	営 業 未 払 金	52,232,295
減 価 償 却 累 計 額	△ 58,340,006	預 り 金	2,263,587
建 設 仮 勘 定	573,158,904	預 り 金	2,263,587
無 形 固 定 資 産	57,595,741	そ の 他 流 動 負 債	113,258,182
施 設 利 用 権	52,483,301	仮 受 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	113,258,182
ソ フ ト ウ ェ ア	5,112,440	繰 延 収 益	5,197,823,851
投 資 そ の 他 の 資 産	200,000,000	長 期 前 受 金	11,632,472,307
投 資 有 価 証 券	200,000,000	長 期 前 受 金	11,632,472,307
流 動 資 産	2,656,633,888	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 6,434,648,456
現 金 預 金	2,265,892,408	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 6,434,648,456
現 金	60,000	資 本 金	16,020,188,987
預 金	2,265,832,408	資 本 金	16,020,188,987
未 収 金	189,551,408	固 有 資 本 金	33,622,511
営 業 未 収 金	154,199,337	繰 入 資 本 金	1,537,870,100
営 業 外 未 収 金	992,246	組 入 資 本 金	14,448,696,376
そ の 他 未 収 金	34,359,825	剰 余 金	687,713,894
貸 倒 引 当 金	△ 80,676,267	資 本 剰 余 金	23,129,245
貸 倒 引 当 金	△ 80,676,267	受 贈 財 産 評 価 額	23,129,245
貯 蔵 品	34,555,793	利 益 剰 余 金	664,584,649
原 材 料	34,555,793	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	664,584,649
前 払 金	175,093,004	当 期 純 利 益	242,775,004
工 事 前 払 金	147,110,000		
前 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	11,773,900		
そ の 他 前 払 金	16,209,104		
そ の 他 流 動 資 産	72,217,542		
仮 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	72,217,542		
合 計	27,838,903,520	合 計	27,838,903,520

5 令和3年度決算の状況

本年度の水道事業は、「伊勢市水道事業ビジョン」に基づき給水の安定及び有収率の向上を目指し効率的な維持管理を行うため、老朽化した設備及び配水本管の更新、下水道工事などに伴う配水本管布設替等の工事を実施するとともに、基幹管路を中心とした耐震化を行いました。

(1) 業務量について

給水戸数は57,644戸で前年度より306戸増加した一方、給水人口は121,963人で前年度より1,230人減少しました。また、年間配水量は16,573,173 m^3 で前年度に比し1.36%の減少となり、有収水量は14,064,360 m^3 で前年度に比し1.57%の減少となり、その結果、有収率は84.9%となりました。

(2) 財政収支について

財政収支の状況は、収益的収支においては、消費税を除き収入額2,599,102,416円、支出額2,265,924,821円の執行となり、333,177,595円の純利益となりました。

一方、資本的収支においては、収入額672,263,732円、支出額1,523,161,697円の執行となり、建設改良費繰越財源2,141,700円を除くと、853,039,665円の収支不足となりましたが、建設改良積立金、損益勘定留保資金等で補填しました。

また、資本的収支の収入において321,000,000円、支出において590,000,000円を翌年度に繰り越しました。

(3) 建設改良事業及び整備状況について

送配水管延長は、前年度より1.6km増加し948.9kmとなりました。また、基幹管路耐震化工事及び老朽管更新工事等により7.8kmの更新を行い、その内、4.8kmの耐震化を行いました。その結果、送配水管の耐震化率は20.4%となり、その内、基幹管路の耐震化率は41.5%となりました。

施設については、老朽化に伴う滝倉加圧施設の更新工事を進めるとともに、その他の施設・設備についても、計画に基づいた更新を行いました。また、施設の統廃合のため南部配水池を新設する工事に着手しました。

なお、災害時に拠点となる重要施設への配水ルートの耐震化については、昨年度に引き続き、本年度も国の補助を受け実施しました。

令和4年度 上半期伊勢市下水道事業の業務状況

1 事業の概要

今期の下水道事業は、汚水処理事業として流域関連公共下水道の第5期事業認可区域の水管渠の幹線及び面整備工事等を行い、公共用水域の水質保全や住環境の改善のため普及率の向上に努めており、令和4年9月末で処理区域内人口は72,113人、下水道普及率は59.0%となっています。

雨水対策事業としては、勢田川流域等浸水対策実行計画に基づき、黒瀬ポンプ場のポンプ増設等を進めています。

また、下水道施設の適正な維持管理のため、伊勢市下水道ストックマネジメント計画に基づき、更新工事を進めています。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き収入額2,303,559千円、支出額1,517,582千円の執行となり、785,977千円の純利益を生じました。

一方、資本的収支におきましては、収入458,832千円、支出1,323,919千円となり、865,087千円の収支不足となりました。

今後につきましても、計画的な施設の整備を実施するとともに、供用及び稼動区域においては適正な維持管理に努めていきます。

2 下水道普及率

(令和4年9月30日現在)

	行政区域内人口 (A)	処理区域内人口 (B)	普及率 (B/A)
計	122,137人	72,113人	59.0%

3 職員に関する事項

(単位 人)

区分	職員	技能労務職員	会計年度 任用職員	計
R4.3.31	(1) 29	5	6	(1) 40
R4.9.30	30	5	7	42

* () は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す。

4 経理の状況

(単位 円)

(1) 令和4年度伊勢市下水道事業予算執行状況		令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 9 月 30 日 まで		
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A (%)
(収益的収支)				
下水道事業収益	4,055,400,000	2,355,197,184	1,700,202,816	58.1
営業収益	1,525,757,000	811,043,459	714,713,541	53.2
営業外収益	2,529,643,000	1,544,153,725	985,489,275	61.0
下水道事業費用	3,698,241,000	1,545,937,106	2,152,303,894	41.8
営業費用	3,226,282,000	1,314,190,678	1,912,091,322	40.7
営業外費用	461,959,000	231,746,428	230,212,572	50.2
予備費	10,000,000	0	10,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	5,781,106,000	458,831,800	5,322,274,200	7.9
企業債	3,477,500,000	0	3,477,500,000	0.0
負担金	330,531,000	249,631,800	80,899,200	75.5
国庫補助金	1,973,075,000	209,200,000	1,763,875,000	10.6
資本的支出	7,381,856,000	1,323,919,107	6,057,936,893	17.9
建設改良費	5,612,944,000	443,784,066	5,169,159,934	7.9
企業債償還金	1,767,412,000	880,135,041	887,276,959	49.8
諸支出金	1,500,000	0	1,500,000	0.0

(単位 円)

(2) 令和4年度伊勢市下水道事業損益計算書		令和 4年 4月 1日 から 令和 4年 9月30日 まで	
		借 方	貸 方
下水道事業費用	1,517,581,553	下水道事業収益	2,303,559,093
営業費用	1,285,981,826	営業収益	759,407,132
汚水管渠費	21,910,454	下水道使用料	516,365,132
雨水管渠費	1,416,641	他会計負担金	243,000,000
流域下水道 維持管理負担金	187,715,164	その他営業収益	42,000
ポンプ場費	33,376,222	営業外収益	1,544,151,961
処理場費	27,621,551	他会計負担金	814,800,000
普及促進費	19,678,572	他会計補助金	272,700,000
業務費	36,698,282	長期前受金戻入	456,295,055
総係費	24,609,217	雑収益	356,906
汚水減価償却費	719,503,724		
雨水減価償却費	213,451,999		
営業外費用	231,599,727		
支払利息及び 企業債取扱諸費	230,119,529		
雑支出	1,480,198		
当期純利益	785,977,540		
合計	2,303,559,093	合計	2,303,559,093

(単位円)

(3) 令和4年度伊勢市下水道事業貸借対照表		令和4年9月30日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	70,003,087,515	固 定 負 債	31,503,719,984
汚水有形固定資産	51,350,533,053	企 業 債	31,288,101,105
土 地	367,464,507	建設改良等企業債	31,288,101,105
立 木	3,119,863	引 当 金	215,618,879
建 物	1,188,020,172	退職給付引当金	215,618,879
減価償却累計額	△ 568,369,423	流 動 負 債	1,006,796,277
構 築 物	62,655,722,346	企 業 債	887,275,832
減価償却累計額	△ 14,315,027,128	建設改良等企業債	887,275,832
機 械 及 び 装 置	3,184,037,835	未 払 金	57,998,907
減価償却累計額	△ 2,366,710,273	営 業 未 払 金	37,200,000
車 両 運 搬 具	7,541,438	そ の 他 未 払 金	20,798,907
減価償却累計額	△ 6,974,563	預 り 金	9,883,447
工具、器具及び備品	27,185,376	預 り 金	9,883,447
減価償却累計額	△ 23,404,551	そ の 他 流 動 負 債	51,638,091
建設仮勘定	1,197,927,454	仮受消費税及び地方消費税	51,638,091
雨水有形固定資産	10,759,933,776	繰 延 収 益	29,221,783,503
土 地	1,026,091,801	長 期 前 受 金	42,470,293,863
建 物	2,711,652,717	長 期 前 受 金	42,470,293,863
減価償却累計額	△ 889,021,277	長期前受金収益化累計額	△ 13,248,510,360
構 築 物	6,783,664,830	長期前受金収益化累計額	△ 13,248,510,360
減価償却累計額	△ 2,103,226,206	資 本 金	7,730,114,689
機 械 及 び 装 置	5,732,224,478	資 本 金	7,730,114,689
減価償却累計額	△ 2,980,104,485	固 有 資 本 金	5,302,967,247
工具、器具及び備品	3,771,849	組 入 資 本 金	2,427,147,442
減価償却累計額	△ 3,377,680	剰 余 金	1,186,812,221
建設仮勘定	478,257,749	資 本 剰 余 金	766,346,408
汚水無形固定資産	7,892,620,686	受 贈 財 産 評 価 額	138,083,020
流域下水道施設利用権	7,887,366,687	他 会 計 負 担 金	282,198,153
電 話 加 入 権	75,000	周 辺 環 境 整 備 事 業 負 担 金	53,565,180
ソ フ ト ウ ェ ア	5,178,999	補 助 金	216,649,080
流 動 資 産	1,432,116,699	そ の 他 資 本 剰 余 金	75,850,975
現 金 預 金	657,323,966	利 益 剰 余 金	420,465,813
現 金	100,000	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	420,465,813
預 金	657,223,966	当 期 純 利 益	785,977,540
未 収 金	248,753,084		
営 業 未 収 金	204,316,039		
営 業 外 未 収 金	65,140		
そ の 他 未 収 金	44,371,905		

(単位 円)

(3) 令和4年度伊勢市下水道事業貸借対照表		令和4年9月30日	
借 方		貸 方	
貸 倒 引 当 金	△ 7,412,601		
貸 倒 引 当 金	△ 7,412,601		
前 払 金	472,134,786		
工 事 前 払 金	470,111,000		
そ の 他 前 払 金	2,023,786		
そ の 他 流 動 資 産	61,317,464		
仮払消費税及び地方消費税	61,317,464		
合 計	71,435,204,214	合 計	71,435,204,214

5 令和3年度決算の状況

本年度の下水道事業は、生活環境の改善や河川等公共用水域の水質保全を図るための汚水整備事業並びに浸水の防除を行う雨水整備事業を計画的に実施しました。

また、「伊勢市下水道事業経営戦略」を策定してから5年を経過することから、これまでの実績を踏まえ、投資財政計画を中心とした見直しを行いました。

(1) 業務量及び普及状況について

業務量は、有収水量6,801,216³m、処理水量6,812,654³mとなり、前年度に比しそれぞれ、94,333³m、193,875³m増加しました。普及状況については、処理区域面積は1,914.3ha、処理区域内人口は71,333人で前年度に比しそれぞれ、44.2ha、1,052人増加し、普及率は58.2%となりました。また、水洗化人口は59,443人で前年度に比し1,597人増加し、水洗化率は83.3%となりました。

(2) 財政収支について

財政収支の状況は、収益的収支においては、消費税を除き収入額3,725,117,770円、支出額3,426,921,987円の執行となり、298,195,783円の純利益となりました。

一方、資本的収支においては、収入額2,875,588,921円、支出額4,543,684,133円の執行となり、建設改良費繰越財源2,614,339円を除くと、1,670,709,551円の収支不足となりましたが、減債積立金、損益勘定留保資金等で補填しました。

また、資本的収支の収入において2,002,225,000円、支出において2,106,000,000円を翌年度に繰り越しました。

(3) 建設改良事業及び整備状況について

下水道の整備については、流域関連公共下水道の第4期事業を進めるとともに、令和7年度を完成目標とする第5期事業の工事に着手しました。雨水対策としては、勢田川流域等浸水対策実行計画及び下水道ストックマネジメント計画に基づき計画的に事業を進めました。

汚水整備事業は、流域関連公共下水道区域において汚水管渠を11,638m、マンホールポンプを3箇所整備し、宇治・中村特定環境保全公共下水道区域においては、汚水管渠を27m整備し、汚水管渠布設延長は、合計で475,764mとなりました。

雨水整備事業は、黒瀬ポンプ場ポンプ増設の実施設計を行うとともに、桧尻第2排水区雨水幹線排水路整備の実施設計に着手しました。

下水道の施設管理については、吹上ポンプ場他2施設の機械・電気設備の更新工事を進めるとともに、施設の耐水化計画を策定しました。

伊勢市告示第 169 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 4 年 11 月 25 日 午前 10 時	伊勢市常磐倉庫前 (伊勢市常磐 3 丁目地内)	1 台

- 2 保管場所

伊勢市役所エネルギー棟駐輪場 (伊勢市岩淵 1 丁目地内)

- 3 保管期間

告示の日から 60 日間

- 4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例

第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

伊勢市資産経営部資産経営課

電話番号 0596-21-5526

伊勢市告示第 170 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社アイモバイルが提供するふるさと納税ポータルサイトを利用して納付されるマルチペイメントサービス経由の寄附金の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示します。

令和 4 年 12 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

株式会社アイモバイル

東京都渋谷区桜丘町 22 番 14 号 N. E. S ビルN棟 2 階

2 指定をした日

令和 4 年 12 月 5 日

3 指定期間

令和 4 年 12 月 5 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 171 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社アイモバイルが提供するふるさと納税ポータルサイトを利用して納付される PayPay 決済経由の寄附金の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示します。

令和 4 年 12 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

PayPay 株式会社

東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

2 指定をした日

令和 4 年 12 月 5 日

3 指定期間

令和 4 年 12 月 5 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第 14 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和 4 年 12 月 14 日

伊勢市教育委員会
教育長 岡 俊 晴

記

- 1 日 時 令和 4 年 12 月 20 日（火）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3 階 大研修室
- 3 会議に付する事件
議案第 56 号 奨学生の決定について

伊勢市選挙管理委員会告示第 49 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和 4 年 12 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,083 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17,355 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

34,709 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 104,126 人

伊勢市農業委員会告示第 13 号

伊勢市農業委員会第 204 回総会を次のとおり招集します。

令和 4 年 12 月 13 日

伊勢市農業委員会

会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和 4 年 12 月 15 日（木）午後 2 時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2 階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 非農地証明願について
 - 議案第 4 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市上下水道事業告示第 17 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 4 年 12 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
404	株式会社 ミヤビ機器	津市河芸町 中瀬 263 番地	令和 4 年 11 月 30 日	令和 9 年 11 月 30 日

伊勢市上下水道事業告示第 18 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 4 年 12 月 15 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 4 年 12 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和 5 年 1 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
常磐町、浦口 4 丁目、二俣 1 丁目、二俣 2 丁目及び辻久留 1 丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 82 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 4 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 83 号

第 4 次伊勢市男女共同参画基本計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり第 4 次伊勢市男女共同参画基本計画（案）を公表します。

なお、第 4 次伊勢市男女共同参画基本計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 4 年 12 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

第 4 次伊勢市男女共同参画基本計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のホームページに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 環境生活部市民交流課
- (3) 総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御菌総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 令和4年12月5日(月)

至 令和5年1月10日(火)

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第4次伊勢市男女共同参画基

本計画（案）」に対する意見として、伊勢市環境生活部市民交流課に持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法（電子メールを除く。）で提出してください。

[提出先]

伊勢市環境生活部市民交流課

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 市民交流課

ファクシミリ 0596-21-5642

電子メール kouryu@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法（電子メールを除く。）

[https://ttzk.graffer.jp/city-ise/smart-apply/
apply-procedure-alias/reinbowplan](https://ttzk.graffer.jp/city-ise/smart-apply/apply-procedure-alias/reinbowplan)

(3) 意見の提出期限

令和5年1月10日（火）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市環境生活部市民交流課 電話 0596-21-5513

伊勢市公告第 84 号

第 3 期伊勢市環境基本計画を変更したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり第 3 期伊勢市環境基本計画（改定案）を公表します。

なお、第 3 期伊勢市環境基本計画（改定案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 4 年 12 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

第 3 期伊勢市環境基本計画（改定案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のホームページに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 環境生活部環境課
- (3) 総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御菌総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 令和4年12月5日(月)

至 令和5年1月10日(火)

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第3期伊勢市環境基本計画(改

定案)」に対する意見として、伊勢市環境生活部環境課へ持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法（電子メールを除く。）で提出してください。

〔提出先〕

伊勢市環境生活部環境課

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 環境課

ファクシミリ 0596-21-5642

電子メール kankyo@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法（電子メールを除く。）

<https://ttzk.graffer.jp/city-ise/smart-apply/apply-procedure-alias/kankyo-iken>

(3) 意見の提出期限

令和5年1月10日（火）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市環境生活部環境課 電話 0596-21-5540

伊勢市公告第 85 号

第 4 次伊勢市食育推進計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり第 4 次伊勢市食育推進計画（案）を公表します。

なお、第 4 次伊勢市食育推進計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 4 年 12 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

第 4 次伊勢市食育推進計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のホームページに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 産業観光部農林水産課
- (3) 健康福祉部健康課
- (4) 総務部総務課
- (5) 二見総合支所生活福祉課
- (6) 小俣総合支所生活福祉課
- (7) 御菌総合支所生活福祉課
- (8) 神社支所

- (9) 大湊支所
- (10) 宮本支所
- (11) 浜郷支所
- (12) 豊浜支所
- (13) 北浜支所
- (14) 城田支所
- (15) 四郷支所
- (16) 沼木支所
- (17) 伊勢市立伊勢図書館
- (18) 伊勢市立小俣図書館
- (19) 伊勢市生涯学習センター
- (20) 伊勢市二見生涯学習センター
- (21) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 令和4年12月5日（月）

至 令和5年1月10日（火）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第4次伊勢市食育推進計画(案)」に対する意見として、伊勢市産業観光部農林水産課に持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法(電子メールを除く。)で提出してください。

[提出先]

伊勢市産業観光部農林水産課

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 農林水産課

ファクシミリ 0596-21-5651

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法(電子メールを除く。)

<https://ttzk.graffer.jp/city-ise/smart-apply/apply-procedure-alias/iseshisyokuikukeikaku>

(3) 意見の提出期限

令和5年1月10日(火)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市産業観光部農林水産課 電話 0596-21-5645

伊勢市公告第 86 号

第 2 次伊勢市農村振興基本計画を変更したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり第 2 次伊勢市農村振興基本計画（改定案）を公表します。

なお、第 2 次伊勢市農村振興基本計画（改定案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 4 年 12 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

第 2 次伊勢市農村振興基本計画（改定案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のホームページに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 産業観光部農林水産課
- (3) 総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御菌総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 令和4年12月5日（月）

至 令和5年1月10日（火）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第2次伊勢市農村振興基本計

画（改定案）」に対する意見として、伊勢市産業観光部農林水産課に持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法（電子メールを除く。）で提出してください。

[提出先]

伊勢市産業観光部農林水産課

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 農林水産課

ファクシミリ 0596-21-5651

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法（電子メールを除く。）

<https://ttzk.graffer.jp/city-ise/smart-apply/apply-procedure-alias/iseshinousonkeikaku>

(3) 意見の提出期限

令和5年1月10日（火）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市産業観光部農林水産課 電話 0596-21-5645

伊勢市公告第 87 号

伊勢市ごみ処理基本計画を変更したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市ごみ処理基本計画改定版（案）を公表します。

なお、伊勢市ごみ理基本計画改定版（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 4 年 12 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市ごみ処理基本計画改定版（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のホームページに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 環境生活部ごみ減量課
- (3) 総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御菌総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 令和4年12月5日(月)

至 令和5年1月10日(火)

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市ごみ理基本計画改定版

(案)」に対する意見として、伊勢市環境生活部ごみ減量課へ持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又は又はインターネットを利用する方法（電子メールを除く。）で提出してください。

[提出先]

伊勢市環境生活部ごみ減量課

郵送 〒515-0505

伊勢市西豊浜町 654 番地 伊勢市役所 ごみ減量課

ファクシミリ 0596-37-0189

電子メール gomigenryou@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法（電子メールを除く。）

<https://sandbox-ttzk.graffer.jp/city-ise/smart-apply/apply-procedure-alias/iseshigomisyorikihonkeikaku>

(3) 意見の提出期限

令和5年1月10日（火）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市環境生活部ごみ減量課 電話 0596-37-1443

伊勢市公告第 88 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

令和 4 年 12 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	令和 5 年 1 月 12 日（木）13 時 00 分から 令和 5 年 1 月 31 日（火）23 時 00 分まで
	入札期間	令和 5 年 2 月 6 日（月）13 時 00 分から 令和 5 年 2 月 13 日（月）13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定期日	令和 5 年 3 月 6 日（月）13 時 00 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	令和 5 年 3 月 6 日（月）14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	3,740,000 円	
公 売 保 証 金	380,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S 4 - 2
公 売 財 産 の 表 示	<p>(土地の表示)</p> <p>1 所 在 伊勢市常磐 1 丁目 地 番 1250 番 地 目 宅地 地 積 106.03 m²</p> <p>(建物の表示)</p> <p>2 所 在 伊勢市常磐町 535 番地 家屋番号 535 番の 2 種 類 居宅・物置 構 造 木造瓦・スレート葺 2 階建 床 面 積 1 階 72.95 m² 2 階 19.83 m²</p>
見積 価額	3,740,000 円
公売 保証 金	380,000 円
公 売 条 件 等	<p>1 上記公売財産を一括売却する。</p> <p>2 地目は現況、地積は登記簿による。</p> <p>3 境界については隣接土地所有者と協議すること。</p> <p>4 建物の種類・構造は現況、床面積は課税資料による。 登記簿上の建築年月日は不詳であるが、課税資料上の建築年は次のとおりである。 課税資料上の建築年 居宅部分昭和 21 年 物置部分昭和 31 年</p> <p>5 公売財産は、J R 参宮線「山田上口」駅の南方約 200m（道路距離）にある主要地方道鳥羽松阪線沿いの既成商業地域に所在する。</p> <p>6 公売財産は、令和 4 年 8 月 17 日現在、所有者の居住はないが、動産類が置かれている。</p> <p>7 公売財産は、南側で県道（有効幅員約 36m・うち両側歩道約 10m、舗装）に接面する。</p> <p>8 公売財産 2 の 1 階部分は居宅部分と物置部分から構成されており、物置部分は居宅部分に付合している。</p> <p>9 公売財産 1 と隣接境界付近の一部にはコンクリートブロックが設置されており、敷地の南側部分は、コンクリート舗装がされているほか、植栽が見られる。</p>

- 10 都市計画法 非線引都市計画区域（近隣商業地域）
指定建蔽率 80% 指定容積率 300%
準防火地域
伊勢市景観計画 景観計画区域（沿道景観形成地区）
伊勢市立地適正化計画 都市機能誘導区域内・居住誘導区域内
- 11 消費税及び地方消費税は混在財産である。

売却区分番号 S4-2

所在図



所在図 (拡大)



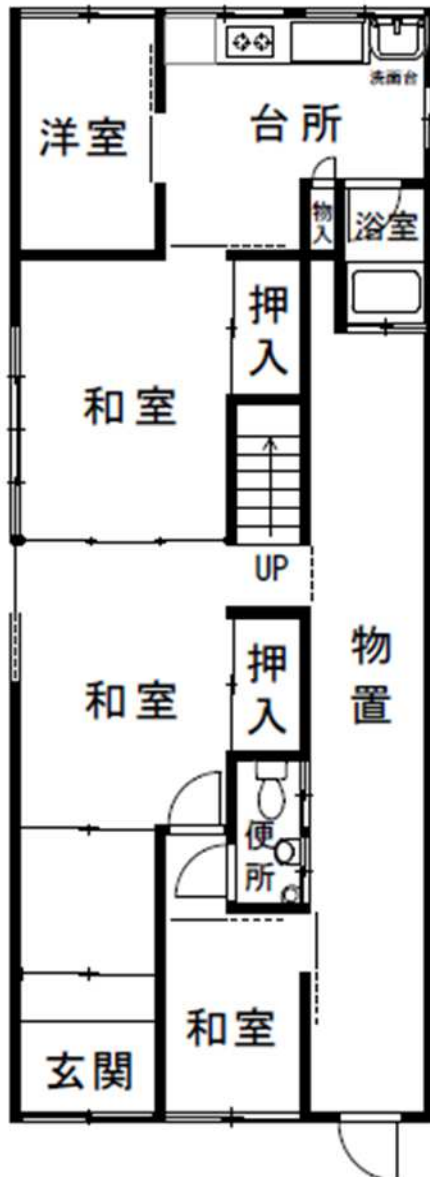
売却区分番号 S4-2
土地参考図（公図集合）



2階



1階





対象不動産近景・前面道路



対象不動産近景・前面道路



公売財産

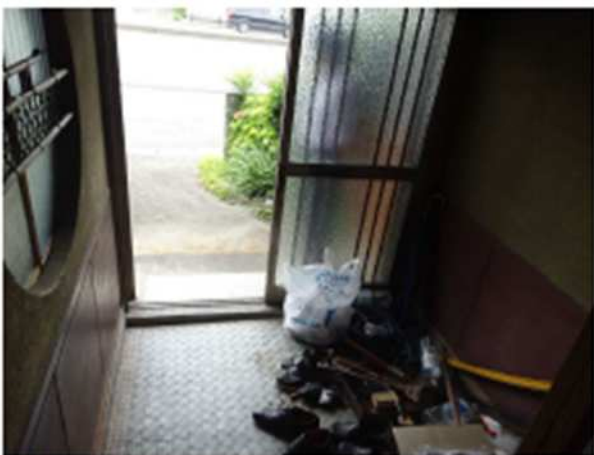
対象不動産全景



公売財産2
(建物)

公売財産1
(土地)

対象不動産近景



玄関



1階和室



1階和室



1階和室



1階洋室



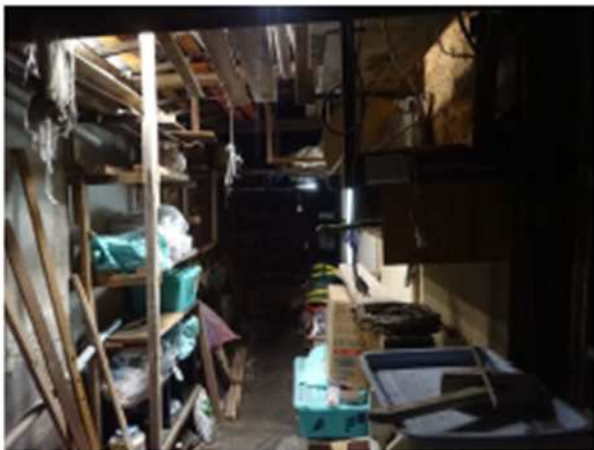
1階台所



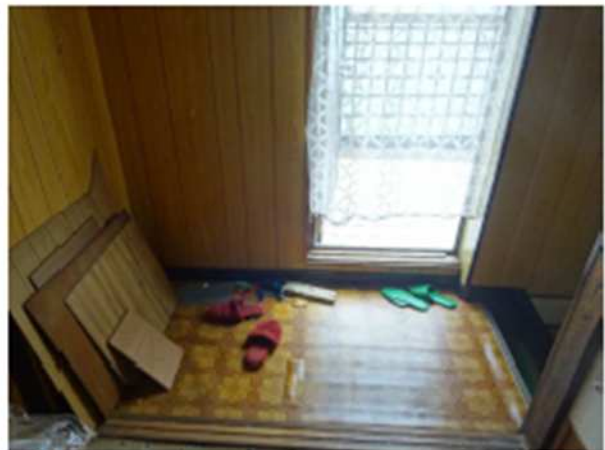
1階浴室



1階便所



1階物置



2階



2階洋室



バルコニー

伊勢市公告第 89 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

令和 4 年 12 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

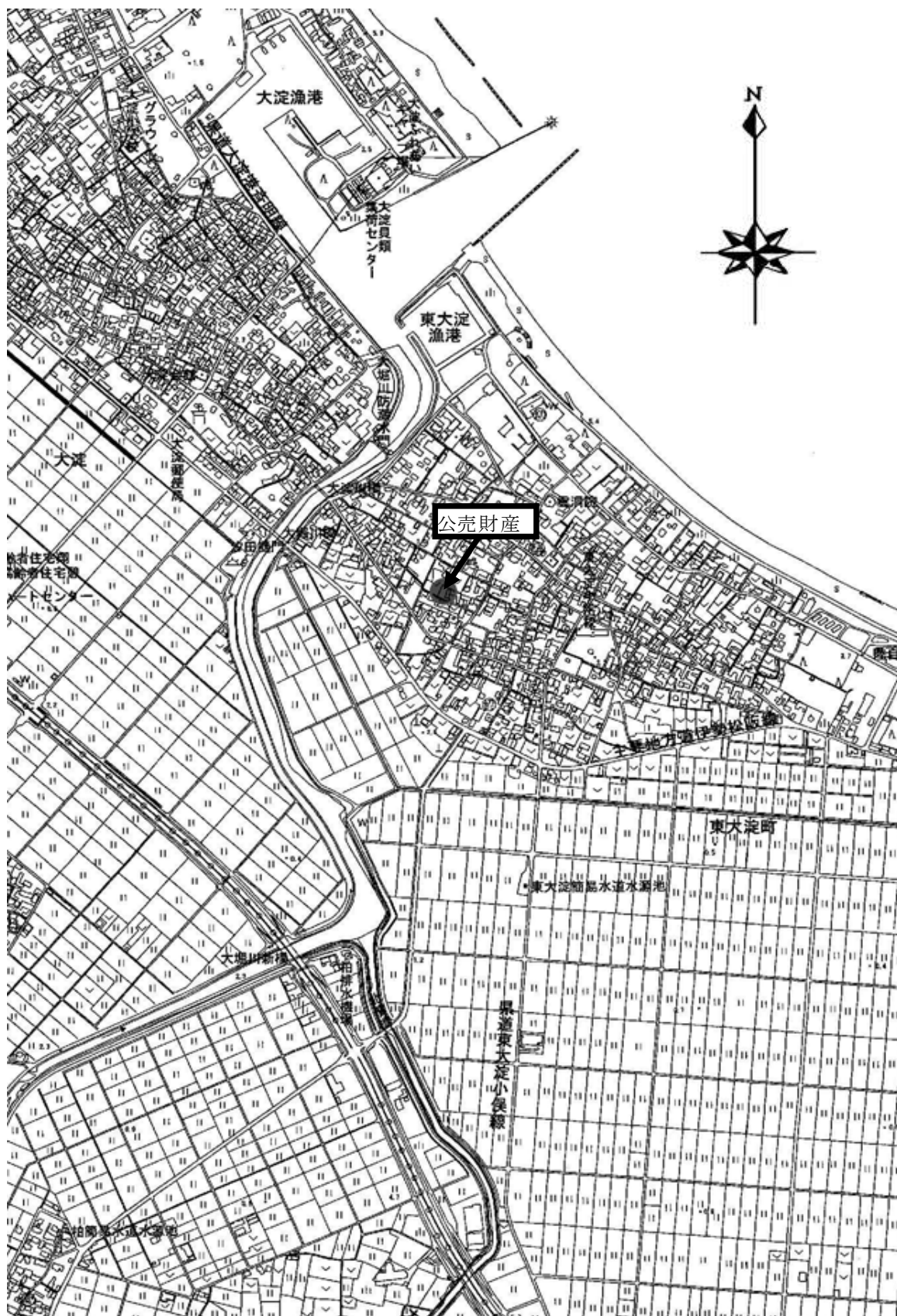
記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	令和 5 年 1 月 12 日（木）13 時 00 分から 令和 5 年 1 月 31 日（火）23 時 00 分まで
	入札期間	令和 5 年 2 月 6 日（月）13 時 00 分から 令和 5 年 2 月 13 日（月）13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定期日	令和 5 年 3 月 6 日（月）13 時 00 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	令和 5 年 3 月 6 日（月）14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	820,000 円	
公 売 保 証 金	90,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

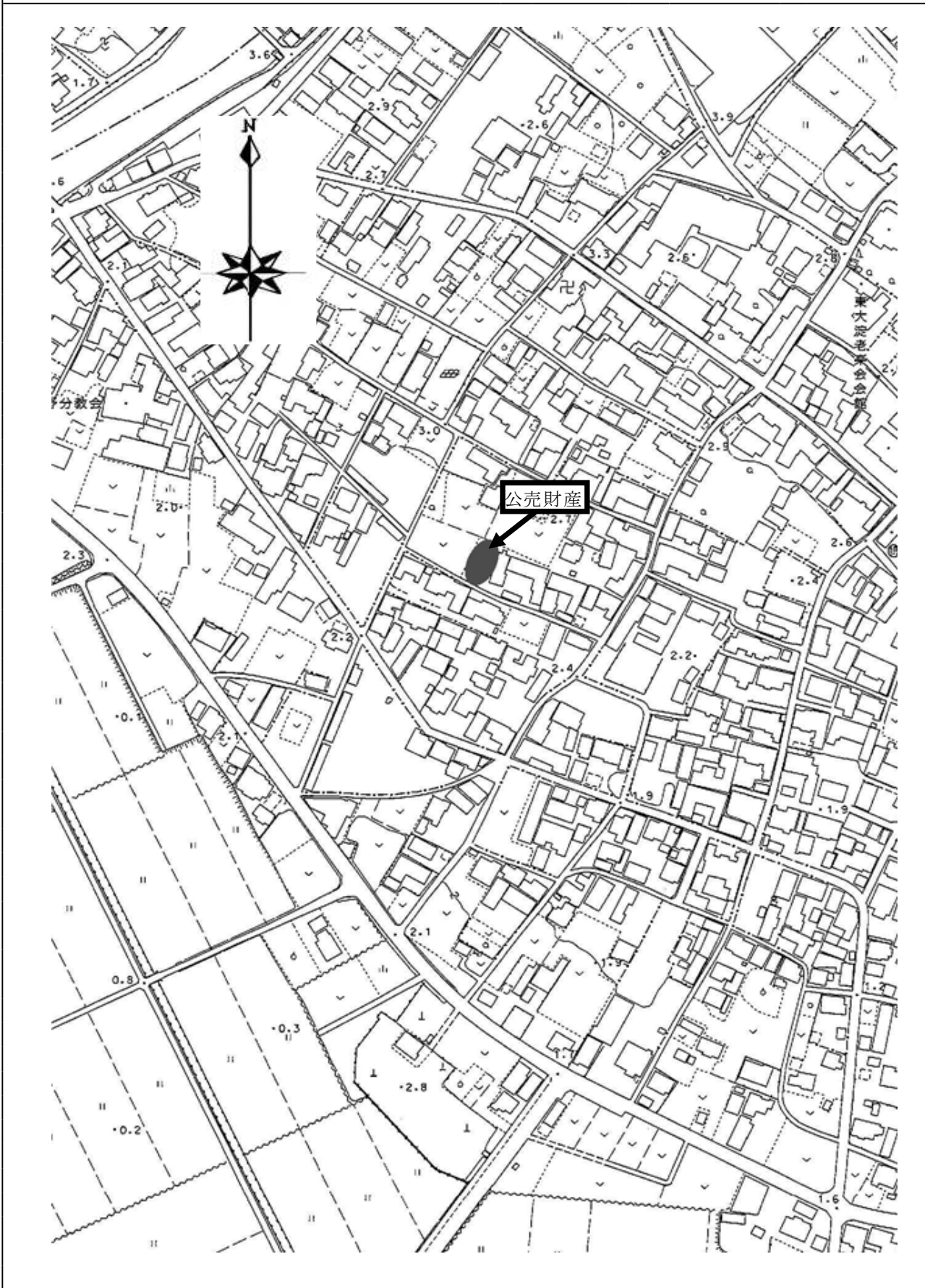
公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S 4 - 1
公 売 財 産 の 表 示	<p>(土地の表示)</p> <p>1 所 在 伊勢市東大淀町字西ノ山</p> <p>地 番 151 番 2</p> <p>地 目 宅地</p> <p>地 積 287.83 m²</p>
見積 価額	820,000 円
公売 保証 金	90,000 円
公 売 条 件 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 地目・地積は登記簿による。 2 境界については隣接土地所有者と協議すること。 3 公売財産は、大堀川河口付近右岸隣接の臨海部にあつて、主要地方道伊勢松阪線を直接主幹となす東大淀地区農漁家集落地域に所在する。 4 公売財産は、令和2年6月29日現在、雑種地として利用されている。 5 公売財産は南西側で公道（建築基準法第42条2項道路・幅員約2.0m・舗装）に接する。 6 上水道引込みあり 7 公売財産の南端中央～西部に中部電力パワーグリッド株式会社所有の電柱（支線あり）が1本所在する。 8 津波浸水予測区域内 （三重県 ハザードマップ（災害予測図）一覧 津波浸水予測図平成25年度版） 9 都市計画法 非線引都市計画区域 用途無指定 指定建ぺい率 60% 指定容積率 200% 特定用途制限地域（第二種田園・集落地区） 10 消費税及び地方消費税については非課税財産である。

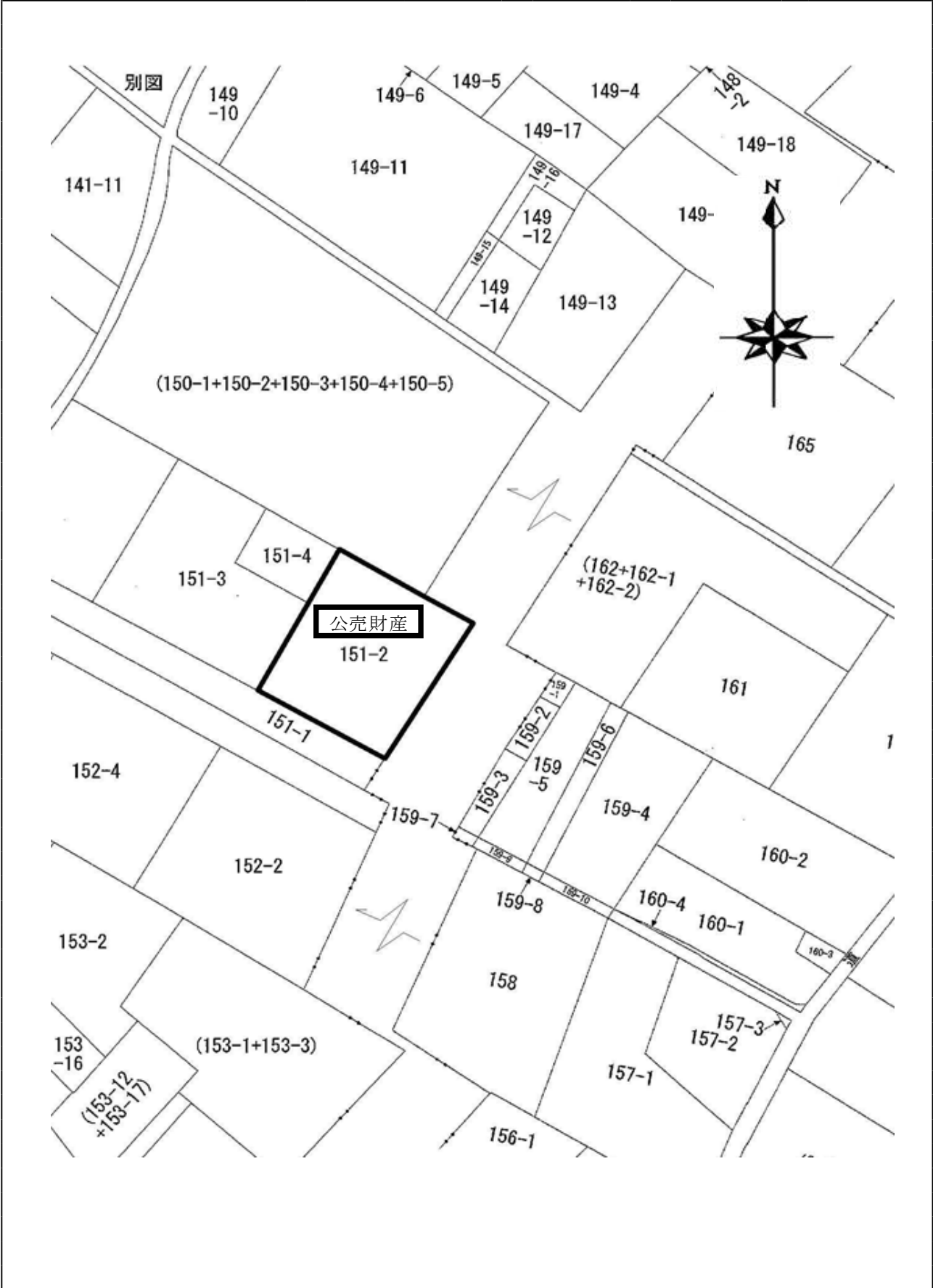
所在図



所 在 図



土地参考図（公図集合）







伊勢市教育委員会公告第5号

第4次伊勢市子ども読書活動推進計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり第4次伊勢市子ども読書活動推進計画（案）を公表します。

なお、第4次伊勢市子ども読書活動推進計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市教育委員会に意見を提出することができます。

令和4年12月2日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

1 公表する計画案

第4次伊勢市子ども読書活動推進計画（案）

次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館1階市民ホール
- (2) 伊勢市教育委員会社会教育課
- (3) 伊勢市総務部総務課
- (4) 伊勢市二見総合支所生活福祉課
- (5) 伊勢市小俣総合支所生活福祉課
- (6) 伊勢市御園総合支所生活福祉課
- (7) 伊勢市神社支所
- (8) 伊勢市大湊支所
- (9) 伊勢市宮本支所

- (10) 伊勢市浜郷支所
- (11) 伊勢市豊浜支所
- (12) 伊勢市北浜支所
- (13) 伊勢市城田支所
- (14) 伊勢市四郷支所
- (15) 伊勢市沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 令和4年12月5日（月）

至 令和5年1月10日（火）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有するもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、第4次伊勢市子ども読書活動推進計画に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第4次伊勢市子ども読書活動推進計画（案）」に対する意見として、伊勢市教育委員会事務局社

会教育課に持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又はオンライン
で提出してください。

[提出先]

伊勢市教育委員会事務局社会教育課 小俣総合支所 2階

郵送 〒519-0592 伊勢市小俣町元町 540 番地

ファクシミリ 0596-23-8641

電子メール kyo-syakai@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

令和5年1月10日(火)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市教育委員会事務局社会教育課 電話 0596-22-7886